

利用権設定（経営受委託、移転及び転貸を除く）関係

1. 各筆明細

農用地利用集積計画書

受付コード		利用権の設定を受ける者 (借受人) (A)	フリガナ 氏名又は名称	【同意印】	〒	-	区分	地区	世帯	農協等
公告年月日					住所					
登録区分	1. 新規 2. 再設定	利用権の設定をする者 (貸付人) (B)	フリガナ 氏名又は名称	【同意印】	〒	-	区分	地区	世帯	農協等
					住所					

(権利者が複数の場合は、別紙に記入してください。)

利用権を設定する土地 (C)				設定する利用権 (D)							利用権を設定する者(B)以外の権原者等(E)			奨励金								
区域	所在地			地目	面積 ㎡	基盤 整備	利用内容 (作物名)	始 期		存続 期間	借賃 10a当り	期間借地 の場合	借賃の 支払 方法	利用権 の種類	氏名又は名称		権原の 種類	同意 印	新	再	無	
	町・大字	字	地番					年 月 日	終 期						住 所	所						
								年 月 日			円	月 日	1 現金	1 賃借権								
								年 月 日			kg	月 日	2 口座	2 使用								
								年 月 日				月 日	3 物納	1 賃借権								
								年 月 日			円	月 日	1 現金	1 賃借権								
								年 月 日			kg	月 日	2 口座	2 使用								
								年 月 日				月 日	3 物納	1 賃借権								
								年 月 日			円	月 日	1 現金	1 賃借権								
								年 月 日			kg	月 日	2 口座	2 使用								
								年 月 日				月 日	3 物納	1 賃借権								
								年 月 日			円	月 日	1 現金	1 賃借権								
								年 月 日			kg	月 日	2 口座	2 使用								
								年 月 日				月 日	3 物納	1 賃借権								

↑
農用地区域は 1 市街化区域は 2 その他は 3

2. 共通事項 裏面のとおり

3. 利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等

氏名又は名称						性別	男・女	年齢	歳	年間農作業従事日数	日		
利用権の設定等を受ける土地の面積 ㎡	現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積 ㎡	主な経営作目	世帯員(構成員)の農作業従事及び雇用労働力の状況				雇用労働力(年間延日数)		日	農機具の所有状況		家畜の飼養状況	
			世帯員	農業従事者(うち15歳以上60歳未満の者)			種類	数量	種類	数量			
農地	農地	自作地	男	人	農業専従者	男	人	主として農業に従事する者	人				
採草放牧地	農地	借入地				(人)		(人)					
その他		採草放牧地	女	人		(人)		従として農業に従事する者	人				
合計	合計	合計						(人)					

2 共通事項

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 借賃の支払猶予

利用権を設定する者(以下「甲」という。)は、利用権の設定を受けるもの(以下「乙」という。)が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借地の支払をする事ができない場合には、相当と認められる期日までにその支払を猶予する。

(2) 借賃の減額

利用権の目的物(以下「目的物」という。)が農地である場合で、1の各筆明細に定められた借賃の額が、災害その他の不可抗力により借賃より少ない収益となったときは民法609条によりその収益の額に到るまで、乙は甲に対し借賃の減額を請求することができる。減額されるべき額は、天草市、甲及び乙が協議して定めるものとし、必要に応じて農業委員会の意見を聞くものとする。

(3) 解約に当たっての相手方の同意

甲及び乙は1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、相手方の同意を得るものとする。

(4) 転貸又は譲渡

乙はあらかじめ天草市に協議した上、甲の承諾を得なければ目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

(5) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責めに帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕する事ができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

(6) 租税公課の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業災害補償法(昭和22年法律第185号)に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

(7) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から30日以内に、甲に対して目的物を現状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額(土地改良法(昭和24年法律第195号)に基づく土地改良事業により支出した有益費については増価額)の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき天草市が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。

エ 乙は、イによる場合その他の法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。

(8) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び天草市が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(9) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

(10) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及び農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び天草市が協議して定める。